

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第6号

令和5年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年10月5日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 西 田 三 十 五

- 1 期 日 令和5年10月12日（木） 午後3時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○令和5年10月12日

○現在議員12名で次のとおり

1番	稲	田	敏	昭
2番	押	木	孝	和
3番	櫻	井	道	明
4番	板	倉	和	雄
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	小	高	良	則
8番	鈴	木	広	美
9番	今	井	定	男
10番	江	澤	眞	一
11番	岡	野	義	広
12番	齊	藤	一	郎

令和5年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

令和5年10月12日（木曜日）午後3時30分開議

日程第1 副議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 議案の上程

議案第1号から議案第4号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

日程第6 一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 副議長の選挙
4. 議席の指定
5. 会議録署名議員の指名
6. 会期の決定
7. 議案第1号から議案第4号の上程、説明
8. 議案第1号の質疑、討論、採決
9. 議案第2号の質疑、討論、採決
10. 議案第3号の質疑、討論、採決
11. 議案第4号の質疑、討論、採決
12. 一般質問
13. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	稲	田	敏	昭
2番	押	木	孝	和
3番	櫻	井	道	明
4番	板	倉	和	雄
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	小	高	良	則
8番	鈴	木	広	美
9番	今	井	定	男
10番	江	澤	眞	一
11番	岡	野	義	広
12番	齊	藤	一	郎

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西	田	三	十	五
副 管 理 者	北	村	新	司	
副 管 理 者	小	坂	泰	久	
会 計 管 理 者	田	中	綾	子	
消 防 長	須	藤	和	義	
次 長	上	田	敏	広	
参 事	平	山	雅	己	
総 務 課 長	柏	崎		哲	
予 防 課 長	戸	村	孝	伸	
査 察 調 査 課 長	池	田	好	充	
警 防 課 長	前	橋	幸	雄	
救 急 課 長	白	鳥	良	男	
指 揮 指 令 課 長	成	毛		弘	
佐 倉 消 防 署 長	鈴	木	宏	司	
志 津 消 防 署 長	五	十	嵐	秀	樹

八街消防署長 加藤 晋

○議会事務局出席職員氏名

書	記	長	岡	野	好	伸
書		記	阿	部		誠
書		記	樋	田	一	也
書		記	宇	田	川	忠彦

◎開会及び開議の宣告

(午後 3時30分)

○議長（櫻井道明） 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

したがって、令和5年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（櫻井道明） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より継続費精算報告書について、また、監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎副議長の選挙

○議長（櫻井道明） 日程第1、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に加藤 弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました加藤 弘議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

ただいま副議長に当選されました加藤 弘議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

加藤 弘議員の副議長当選のご挨拶がございます。

加藤 弘議員。

(加藤 弘議員登壇)

○加藤 弘議員 只今、副議長に皆様方のご推挙をいただきました加藤 弘でございます。議長を補佐し、消防議会の運営がスムーズに円滑に運ぶよう全力を持って邁進してまいります。皆様方のご指導等、よろしくをお願いいたします。

◎議席の指定

○議長（櫻井道明） 日程第2、議席の指定を行います。

このたび八街市から選出された議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号6番 加藤 弘議員、議席番号7番 小高良則議員、議席番号8番 鈴木広美議員、以上のとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻井道明） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号7番、小高良則議員、議席番号8番、鈴木広美議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻井道明） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第4号の上程、説明

○議長（櫻井道明） 日程第5、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 西田三十五 登壇)

○本日、ここに令和5年10月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを心から感謝を申し上げます。

さて、去る8月に行われました八街市議会議員一般選挙の結果、八街市議会より加藤 弘議員、小高良則議員、鈴木広美議員が選出されました。そして、ただいま副議長に加藤 弘議員が当選されました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも消防行政の充実のために、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、只今から本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 令和4年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、歳入総額49億4,190万2,202円に対し、歳出総額は、48億9,809万6,300円であり、歳入歳出差引額は4,380万5,902円とし、翌年度へ繰り越すべき財源は無く、全額を財政調整基金に繰り入れを行ったものでございます。なお、本決算につきましては、去る8月28日に監査委員の審査を受け、要望事項をいただいておりますので、より一層 消防業務の適正な執行に努めてまいります。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、でございますが、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び関連する告示が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号 令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について、でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、911万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,750万1,000円とするものです。歳入の内容として、県補助金及び基金繰入金を増額し、歳出の内容としては、消防費を増額するものです。

議案第4号 訴えの提起について、でございますが、株式会社富士通ゼネラル、スイス通信システム株式会社及び沖電気工業株式会社に対し、消防救急デジタル無線機購入事業の入札談合における不法行為に基づく損害賠償請求並びに不当利得返還請求の訴えを提起するものです。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当者から説明をしますので、何卒、慎重にご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終ります。

○議長（櫻井道明） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

(次長 上田敏弘 登壇)

○次長(上田敏弘) 消防本部 次長の上田敏弘でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号は令和4年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。初めに、歳入歳出決算書の1ページをご覧ください。歳入合計といたしまして、予算現額49億3,228万4,190円に対し調定額、収入済額とも49億4,190万2,202円で、前年度と比較し、1億7,460万2,355円、3.7%の増でございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出の合計といたしまして、予算現額49億3,228万4,190円、支出済額48億9,809万6,300円、不用額3,418万7,890円、前年度と比較し、1億7,334万1,030円、3.7%の増でございます。以上歳入歳出差引残額といたしまして、4,380万5,902円、差引残額全額を財政調整基金への繰り入れを行ったものでございます。

続きまして、3ページに進んでいただき、事項別明細書により歳入歳出の詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。はじめに、歳入でございますが、1款1項1目常備消防費分担金につきまして、予算現額、調定額及び収入済額とも38億7,449万円でございます。内訳につきましては、構成市町分担金で、分担割合につきましては、佐倉市が60.83%、八街市が27.93%、酒々井町が11.24%で前年度の消防費に係る基準財政需要額割により分担割合を算出しています。

次に、2目長期償還分担金、予算現額4億418万8,000円に対し調定額、収入済額とも4億418万4,479円でございます。内容につきましては、元金及び利子償還金に伴う構成市町分担金で、借り入れ事業年度ごとの分担割合により算出しています。

次に、2項1目庁舎建設費負担金で、予算現額、調定額、収入済額とも531万8,000円で、八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事に伴う構成市町負担金で、負担割合につきましては、常備消防費と同様の負担割合でございます。

次に、2款1項1目手数料、予算現額200万円に対し、調定額、収入済額とも、149万9,640円で、危険物申請手数料等の収入でございます。

4ページに進んでいただき、3款1項1目、国庫補助金、予算現額、調定額、収入済額とも1,048万6,000円でございます。内容につきましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金で、佐倉消防署角来出張所配置の災害対応特殊救急自動車の更新で、1,014万5,000円、津波・大規模風水害対策車に積載の救助用資機材の整備で、34万1,000円でございます。

次に、2項1目委託金、予算現額103万4,000円に対し、調定額、収入済額とも、95万3,560円でございます。内容につきましては、女性消防吏員活躍推進モデル事業に充当したものでございます。次に、4款1項1目県補助金、予算現額、調定額、収入済額とも155万7,000円で、消防防災施設強化事業補助金で、佐倉消防署角来出張所配置の災害対応特殊救急自動車積載の高度救命処置用資機材の更新でございます。

次に、5款1項1目利子及び配当金は、予算現額4,000円に対し、調定額、収入済額とも3,355円で財政調整基金預金利子でございます。

次に2項1目物品売払収入は、予算現額、調定額、収入済額とも138万6,000円で消防車両3台の売払いによる収入でございます。

次に、5ページに進んでいただき、7款1項1目財政調整基金繰入金は、予算現額、調定額、収入済額とも、1億4,707万円で、財政調整基金から一般会計に繰り入れを行ったものでございます。

次に、8款1項1目繰越金は、予算現額264万4,190円に対し、調定額、収入済額とも264万3,190円で前年度繰越金でございます。

次に、9款1項1目預金利子は、予算現額1,000円に対し、調定額、収入済額とも4,447円で歳計現金預金利子でございます。

次に、2項1目雑入は、予算現額1,930万5,000円に対し、調定額、収入済額とも2,950万6,531円で備考欄に記載の収入でございます。

続きまして、6ページに進んでいただき10款1項1目組合債は、予算現額、調定額、収入済額とも4億6,280万円で消防車両3台の整備及び八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事に係る組合債でございます。なお、借入先につきましては、市町村振興協会及び千葉県からの借入れでございます。

以上で、「歳入」について説明を終わりにさせていただきます。

次に、「歳出」でございますが、7ページにお進みください。1款1項1目議会費につきましては、予算現額160万4,000円に対し、支出済額143万2,259円でございます。支出の主なものは、組合議会議員報酬及び議会行政視察時バス借り上げ料でございます。

次に2款1項1目、一般管理費につきましては、予算現額250万6,000円、に対し、支出済額114万5,381円でございます。支出の主なものは、特別職給料及び弁護士業務委託でございます。

2項1目 監査委員費につきましては、予算現額11万4,000円に対し、支出済額11万2,434円でございます。支出の主なものは、監査委員報酬でございます。

8ページにお進みください。3款1項1目 常備消防費及び2目庁舎建設費につきましては、後ほど別冊の「主要施策の成果の説明書」によりご説明をさせていただきます。

15ページにお進みください。4款公債費は、予算現額4億418万8,000円に対し、支出済額4億418万4,479円で、組合債元金及び利子償還金でございます。

以上で、「歳出」について説明を終わりにさせていただきます。

次に、18ページに進んでいただき、3基金、財政調整基金につきましては、前年度末現在高は、3億6,130万7,401円、決算年度中増減高は、7,604万5,258円の減で、決算年度末現在高は、2億8,526万2,143円でございます。

次に、常備消防費及び庁舎建設費につきまして、別冊の『主要施策の成果の説明書』によりご説明をさせていただきます。

主要施策の成果の説明書4ページをご覧ください。右欄の常備消防費の欄をご覧ください。義務的経費の人員費といたしまして、給料、職員手当等で、35億7,009万6,180円、構成費といたしましては、86.7%でございます。

次に投資的経費の普通建設事業費といたしまして、車両整備費で1億2,902万4,669円、構成比3.1%で、事業の内容といたしましては、後ほどご説明をさせていただきます。

その他の経費といたしましては、4億1,655万987円、構成比10.2%で、内容につきましては、燃料費、光熱水費等の物件費で3億2,531万2,688円、庁舎等の修繕に係る維持補修費で、1,901万9,616円、消防大学校、千葉県消防学校の入校経費等の補助費で、7,221万8,683円でございます。

以上、常備消防費合計41億1,567万1,836円、前年度と比較し、5,720万2,220円、1.4%の減でございます。

次に普通建設事業費につきまして、18ページにお進みください。5警防課（1）車両整備といたしまして、消防車両等5台の更新で、長時間の使用により、機能低下等が見受けられる消防車両を、消防力整備実施計画に基づき、最新鋭の車両に更新したもので、ア、佐倉消防署臼井出張所配置の水槽付消防ポンプ自動車購入事業で、事業費といたしましては、6,061万円でございます。イ、佐倉消防署角来出張所配置の災害対応特殊救急自動車購入事業で、事業費3,173万2,800円でございます。ウ、志津消防署志津南出張所配置の高規格救急自動車購入事業で、事業費3,164万4,800円でございます。

19ページに進んでいただき、エ、企画課配置の乗用車購入事業で、事業費338万7,879円、オ、指揮指令課配置の連絡車購入事業、164万9,190円でございます。

以上で普通建設事業費の説明を終わりにさせていただきます。

25ページに進んでいただき2目、庁舎建設費、決算額3億7,554万9,911円でございます。内容につきましては、八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事で、令和3年度、4年度の2か年度継続費により実施いたしました。契約額につきましては、工事費及び工事監理業務委託で、4億9,283万1,900円で、令和4年度事業費といたしましては、3億6,523万1,900円でございます。その他の事業といたしまして、新規で整備いたしました救急消毒室に配置する備品購入費等で、1,031万8,011円でございます。事業の効果といたしましては、昭和52年12月に竣工し、44年が経過し庁舎全体の老朽化は著しく、救急業務における、感染防止に必要な不可欠である救急消毒室の未整備及び仮眠室の個室化も未整備でありました。今回改築工事を行うことにより、執務環境、衛生管理等の改善が図られました。以上が庁舎建設費でございます。

なお、27ページ以降に職員配置表、車両配置表、令和4年度火災概要及び救急活動状況を記載させていただいておりますが説明は省略させていただきます。

以上で、議案第1号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第2号佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案を1枚めくっていただき、一部改正要旨によりご説明をさせていただきます。改正の要旨につきましては、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び関連する告示が公布されたことに伴い、当消防組合火災予防条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、変電設備、急速充電設備、蓄電池設備について、一部改正するもので、変電設備及び急速充電設備の改正は位置、構造、管理等の基準を一部改正し、蓄電池設備の改正は、4,800アンペアアワーセル以上のものを対象としていましたが、蓄電池の種別により電圧が異なることから、その種別により電力量に差が生じていました。そのため蓄電池の種別ごとに火災のリスクを整理し規制単位をキロワットアワー、規制対象を10キロワットを超えるものに改正するものでございます。なお、規制対象につきましては、10キロワットを超えるものであっても一定の安全性を確保する日本産業規格等に適合するものは規制対象外とするものでございます。また、個体燃料を熱源とする厨房設備の火気設備等の基準が見直されたことから離隔距離につきましても所要の改正を行うものでございます。なお、施行期日につきましては、令和6年1月1日でございます。

以上で議案第2号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第3号令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計補正予算でございます。

2枚めくって頂き、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ911万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,750万1,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為は、2ページをご覧ください。下段に記載の第2表債務負担行為につきまして、ちば消防共同指令センター全体更新負担金で、期間につきましては、令和5年度から8年度で、限度額につきましては4億356万1,000円でございます。なお、令和5年度の支出はございません。

次に補正額の内訳につきましては、6ページにお進みください。2、歳入、4款1項1目県補助金、補正前の額1,000円、補正額4万9,000円、補正後の額5万円でございます。内容につきましては、千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金として、令和5年5月8日から令和5年9月30日までの間、新型コロナウイルス感染症患者に対し使用した个人防护具等の県補助金でございます。

次に、7款1項1目財政調整基金繰入金、補正前の額4,000万円、補正額906万5,000円、補正後の額4,906万5,000円でございます。内容につきましては、歳入更正及び歳出充当経費でございます。

次に3、歳出、3款1項1目常備消防費、補正前の額41億7,333万6,000円、補正額911万4,000円、補正後の額41億8,245万円でございます。内容につきましては、定数条例改正に伴い、令和6年度採用予定者用増員分の貸与品購入費の増額でございます。以上で議案第3号の説明を終わりにさせていただきます。

次に議案第4号訴えの提起についてでございます。1事件名につきましては、消防救急デジタル無線機購入事業の談合に係る損害賠償等請求事件でございます。2訴えの相手方は、株式会社富士通ゼネラル、スイス通信システム株式会社、沖電気工業株式会社の3社でございます。3請求の趣旨につきましては、訴えの相手方のスイス通信システム株式会社は当消防組合の契約相手であり、株式会社富士通ゼネラル系列の販売特約店であります。当消防組合の契約は、株式会社富士通ゼネラルの課徴金対象事業であることを受け、株式会社富士通ゼネラル、スイス通信システム株式会社、沖電気工業株式会社の3社に対し不法行為に基づく損害賠償請求を株式会社富士通ゼネラル、スイス通信システム株式会社の2

社に対し不当利得返還請求をするものでございます。請求額につきましては、契約金額1億2,096万円の10分の2にあたる2,419万2,000円及び本物品売買契約に係る支払日の翌日から損害賠償額の支払い済まで、年5分の割合により遅延損害金を請求するものでございます。

次に、4事件の内容につきましては、当消防組合が平成24年5月23日に開札し、平成24年7月9日に契約した消防救急デジタル無線機購入事業について、公正取引委員会は、平成29年2月2日付で当消防組合の契約を含む特定消防救急デジタル無線機の納入に関して、独占禁止法違反の事実があるとして、株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気の5社に対し排除措置命令、課徴金納付命令を命じました。しかし、株式会社富士通ゼネラルは、これを不服とし訴訟を提起し、東京地方裁判所で原告請求棄却、この判決を不服とし東京高等裁判所へ控訴しましたが、原告請求棄却とされ、現在、最高裁判所へ上告中であります。当消防組合が訴えを提起する理由につきましては、消防救急デジタル無線機購入事業の入札において、株式会社富士通ゼネラルと沖電気工業株式会社を含む5社による談合により、不当に高額な金額でそれぞれ落札し、その結果、発注者である当消防組合が、公正な落札価格をもって売買契約を締結する権利、ないし、法的利益を侵害したものとみることができ、その行為は、消防組合に対する共同不法行為に当たると判断し、株式会社富士通ゼネラル、スイス通信システム株式会社、沖電気工業株式会社に対し、不法行為に基づく損害賠償請求をするものでございます。

次に、談合による受注調整行為と売買契約とは密接不可分の関係にあり、この売買契約は、公序良俗に反し、無効であることから、法律上の原因を欠いた不当な利得を得たものと判断し、株式会社富士通ゼネラル、スイス通信システム株式会社に対し、不当利得返還請求をするものでございます。

以上で、提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第3号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第4号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本議会に付議されました案件は、終了いたしました。

◎一般質問

○議長(櫻井道明) 日程第6、一般質問を行います。

議席番号2番、押木孝和議員の質問を許します。

押木孝和議員。

(議席番号2番 押木孝和 登壇)

○2番(押木孝和) 議席番号2番、押木孝和でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。近年の消防組合議会にて、指揮体制の拡充を目的とした人員確保、安心安全に向けた庁舎整備、また、志津地区市街地の消防力の充実強化、大規模災害発生時を想定した防災拠点及び総合訓練施設としての用地の確保、さらに職員の新規採用に影響する課題を踏まえ、効果的な人員確保について等、組織としての具体的な対策について質問がされてきており、様々な対策が検討、実行されていることかと思いますが、今回私からは、当消防組合の消防や救急救命の現状と課題について3点お伺いさせていただきます。

1点目としまして、当消防組合における救急業務・救急医療体制の現状と課題について伺います。救急需要の現状と対策について、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたとはいえ、第9波が押し寄せ、また記録的な猛暑も続き、熱中症と相まっての救急需要が増え、東京都は、救急車ひっ迫アラートが9月に2回発令されるなど、救急体制の緊迫化が報道されておりました。当組合におきましても昨年中の救急出動件数が1万5,000件を超え、救急1隊の月平均が100件を超えているとの報告もありました。特に志津南救急隊や志津救急隊の出動が多いとの報告も聞いております。そこで、本年の救急隊出動の現状と問題点がありましたらその対策について伺います。

2点目として、消防署指揮隊の構築状況について伺います。消防装備や無線等の進歩にも係わらず、消防隊員が死傷する事故が相次ぎ、災害現場の安全管理は、物理的な装備のみで担保しうるものではな

く、危機管理体制としての指揮体制の整備が求められ、平成17年6月消防力の整備指針が改正され、現場指揮体制の充実を図り、安全管理の徹底を図るため指揮隊の設置基準が定められました。消防力の整備指針の規定によりますと、当消防組合は、4署に配置しなければならないところですが、人員・車両・装備等の問題から平成22年4月1日付けで、当分の間は消防本部警防課指揮隊1隊を配置され、運用が開始されました。指揮隊発足後13年が経過しましたが、1隊で組合内全域を見るには安全管理、災害実態と被害の把握、部隊運用、情報収集と管理、現場広報と報道対応等、指揮隊の活動は多岐に渡るため、災害による被害が大きいほど、指揮隊活動人員の必要性とまた地域の実態から、迅速な安全管理と指揮活動が思うようにできていない状況にあるのではないかと考えますが、令和3年10月議会において、消防長からの答弁でも「指揮隊を各消防署への配置を検討する」旨ありましたが、消防署指揮隊構築の検討、指揮隊編成等の再考はどうなっているのか伺います。

また、令和4年2月議会において、指揮隊拡充を目的とした人員確保については「組織改革に向けた作業部会を設置し、検討をしている。職員の適正配置や計画的な職員採用を行って人員の確保に努めていく」旨の答弁もありましたが、災害を最小限に抑え、住民の生命、財産を守り、消防職員の安全を確保するため、人員確保も含め、現在行われている設置にむけての人材育成や準備委員会等ができているのか、具体的な取組みについても併せて伺います。

3点目として、再任用職員を含む定年引上げに伴う高齢期職員の対応について伺います。今年度の令和5年度から定年引上げとなり、職員の適正配置を行うため、再任用職員等がこれまで培ってきた専門知識や経験を積極的に活用できる新たな体制として、消防署への日勤者として配置するなど出動体制の強化を図られていると思いますが、高齢期職員への取り組みとして、配置をされるにあたっての、体力や健康、消防技術などの基準や再確認テスト、またポストの新設等はあるのか伺います。加えて、今年度、再任用等の高齢期職員が活動している中で、現場や職場でのけがや病気、事故などありましたら併せて教えて下さい。

○議長（櫻井道明） 救急課長。

（救急課長 白鳥良男 登壇）

○救急課長（白鳥良男） 救急課長の白鳥良男でございます。

押木孝和議員のご質問にございました、1点目の当消防組合における救急業務・救急医療体制の現状と課題についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、全国的な救急需要の逼迫が報道され、消防組合におきましても、令和5年8月末現在の救急出動件数は1万759件で、前年同時期と比較しまして約7パーセントの増加となり、救急隊1隊の平均としましては約978件と一月あたり120件を超える現状であり、一時的に消防組合管内の11隊の救急隊すべてが出動し、消防署に待機している救急隊が0隊となる、出動率100%となるなど、さまざまな課題がございます。また、消防組合の救急隊のうち、志津南救急隊が1,403件で最多の出動、次いで志津救急隊が1,220件と志津地区の救急隊の出動件数が特に多い状況でございます。こうした、救急需要の増加に伴い業務の複雑・多様化に対応するため、令和5年4月の組織機構改革により、消防本部に救急課を設置し、日勤の特別救急隊を設置したところでござい

ます。また、引続き千葉県救急安心電話相談や全国版救急受診アプリ、愛称「Q助」を消防組合の公式ホームページに掲載するなど救急車の適正利用について、積極的な広報活動を行ってまいります。

○議長（櫻井道明） 次長。

（次長 上田敏広 登壇）

○次長（上田敏広） 次長の上田敏広でございます。押木孝和議員のご質問にお答えいたします。2点目の消防署指揮隊の構築状況についてでございますが、消防署指揮隊構築の検討、指揮隊編成等の再考につきましては、議員ご指摘のとおり、当消防組合は4消防署に対し、1隊の指揮隊で対応しているため、令和4年度の消防組合組織機構改革作業部会、同委員会で検討した結果、当消防組合管内を3方面に分け、地域の実情から、志津消防署及び八街消防署への設置に向け、3隊の運用を計画したところであります。また、指揮隊要員として20名を増員するため、令和5年4月に佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正し、消防吏員の定数を415人に改正したところであり、今後は職員の適正配置や計画的な職員採用を行い、人員の確保を進めてまいります。

3点目の再任用職員を含む定年引上げに伴う高齢期職員の対応についてでございますが、再任用制度により60歳を超える高齢期職員の現場や職場でのけがや病気、事故については、今年度を含めこれまで、勤務中の体調不良や事故はございましたが、複数の再任用職員がその経験や知識、技術を発揮して60歳以降も災害現場活動に従事しております。しかしながら、消防の職務は、消火、救助、救急等の24時間即対応体制を維持しなければならず、その特殊性などからも、加齢に伴う身体機能の低下や健康状態への不安が業務遂行に支障をきたす、加齢困難職種と考えられております。高齢期職員の中には加齢に伴う身体機能の低下や健康状態に不安を抱えている場合も多いことから、消防における各業務の年齢構成等を考慮しながら、各職員の体力や健康状態、経験等を踏まえた配置を検討してまいります。さらに、未経験業務を高齢期になって初めて携わることがないように、若手・中堅の時期から中長期的な業務経験を見据えた人事配置を行い、職員一人ひとりの能力を引き出し、組織力を高めるため、人材育成に努めてまいります。

○議長（櫻井道明） 押木孝和議員。

○2番（押木孝和） ありがとうございます。救急課長よりご答弁を頂き、今年も昨年以上の救急需要があり、課題も明確化され、対応として、救急車の適正利用についての積極的な広報や消防本部に救急課を設置し、日勤の特別救急隊が設置されるなど、対策を行われていることが、わかりました。ただ、救急隊が出動され、現場滞在時間が30分以上のいわゆる救急搬送困難事案が全国的にも多くあるようですが、現在救急医療等業務支援システムが構築されており、病院受入れの可否に係る情報がすぐにはわかるようになってきていると思われませんが、当消防組合としてシステムの導入をされているのか、また、現状としてうまく機能しているのか伺います。

また、再任用制度により60歳を超える高齢期職員の現場や職場でのけがや病気、事故については、今年度を含めこれまで、勤務中の体調不良や事故はあったとのことですが、今年度の具体的な事故の状況、事故等を起こした高齢期職員へのその後の対応をお伺いします。

○議長（櫻井道明） 消防長。

（消防長 須藤和義 登壇）

消防長の須藤和義でございます。消防組合の救急出動における「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」のいわゆる救急搬送困難事案については、本年1月から8月までで1,100件を超え、全救急出動の約10%を占める状況であります。救急医療等業務支援システムは、本年千葉県において導入をされ、令和6年度末までとして試行的運用が開始されたところです。これまで、千葉県内の一部の地域において運用実績がございますが、当消防組合管内をはじめ、印旛郡市においては運用されておりません。今後は、印旛郡市の6消防本部、地域の救急医療機関等で構成する印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会での調整をはじめ、関係機関と連携し、運用と効果的な活用について検討してまいります。

次に高齢期職員による今年度の具体的な事故の状況につきましては、疾病のほか消防署の車庫内で車両事故が1件発生しており、所属長からの報告を受け、その後の対応として健康状態の確認や安全管理の再徹底を指示したところです。今後も引き続き、高齢期職員の現状を踏まえた配置の検討と、若手・中堅の時期からの人材育成に加え、高齢期に向けた健康維持の推進と、高齢期職員が安全かつ効率的に業務を行うことができる環境整備、また職員の高齢期に伴う様々な事象を踏まえた対策について検討してまいります。

○議長（櫻井道明） 押木孝和議員。

○2番（押木孝和） ありがとうございます。高齢期職員の方も大切な、頼りになる人材ですので、現場・事務職で共に仕事をされている方の声を聞き、それを活かしながら活躍できるような、適材適所の人材配置をお願いしたいと思います。高齢期職員の方が病気で倒れたり、障害が出たりで他の職員の妨げや負担になることは避けるべきだと思いますし、現場で倒れるようなことがあると住民の方々にも不安や不審感を与えてしまうと思いますので、ぜひ再配置前の面接等でしっかりと体調や能力等確認頂き、適材適所の人材配置をお願い致しまして、質問を終わります。

○議長（櫻井道明） これにて、議席番号2番押木孝和議員の一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井道明） 以上をもちまして、令和5年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時30分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 櫻 井 道 明

署名議員 小 高 良 則

署名議員 鈴 木 広 美